



記者発表資料

平成29年12月8日
消防局総務部人事課
電話 202-1641

職員の懲戒処分について

職員の処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
中央消防署	消防士	27歳	男	減給1/10 1月

2 処分年月日 平成29年12月8日(金)

3 事案概要

当事者は、平成29年7月16日(日)の9時頃から14時頃まで、中央区のバーベキュー場で、友人らと飲酒をした後、稲毛区の友人宅で、二次会を実施し、飲酒をしていた。同日23時頃、当該友人と口論、掴み合いとなり、頭部外傷等の傷害を負わせた。

また、同席していた当該友人の妻が掴み合いを止めに入った際、当事者の頭部が顔面に当たり、鼻骨骨折(全治1か月)等の傷害を負わせた。

同年11月16日、止めに入った当該友人の妻に対する傷害の罪により略式起訴され、同月22日付で千葉簡易裁判所から罰金10万円の刑に処せられた。